

沖縄県生活環境保全条例施行規則に定める土壌基準の一部改正（案）の概要の説明

1 件名

沖縄県生活環境保全条例施行規則に定める土壌基準の一部改正（案）

2 沖縄県環境審議会に諮問する理由

土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）で定められている汚染状態に関する基準のうちカドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンに係る基準が改正されたことを踏まえ、沖縄県生活環境保全条例施行規則で定める土壌基準も同様に改正を行う。

沖縄県生活環境保全条例では、土壌基準の設定、変更及び廃止に関して、沖縄県環境審議会の意見を聴かなければならないと定めている。（沖縄県生活環境保全条例第38条第4項で準用する第7条第3項）

3 改正の経緯及び必要性

土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）で定められている汚染状態に関する基準のうちカドミウム及びその化合物に係る基準及びトリクロロエチレンに係る基準が改正された（令和3年4月施行）。沖縄県生活環境保全条例施行規則で定める土壌基準は、土壌汚染対策法に基づく汚染状態に関する基準（土壌溶出量基準及び土壌含有量基準）と同様としていることから、これらを改正する必要がある。

【土壌汚染対策法の動向】

平成25年10月、環境大臣から中央環境審議会に対し「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について」諮問が行われ、令和2年1月に、カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンに係る基準等を見直すことが適当であるとの答申がなされた。

当該答申及びパブリックコメントを踏まえ、カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンに係る基準等について省令等の改正が行われた。

4 改正案の概要

- (1) 沖縄県生活環境保全条例施行規則別表10に掲げる「特定有害物質の種類」のうち「カドミウム及びその化合物」の「溶出量」及び「含有量」を改正する。
- (2) 沖縄県生活環境保全条例施行規則別表10に掲げる「特定有害物質の種類」のうち「トリクロロエチレン」の「溶出量」を改正する。

5 根拠法令

- (1) 沖縄県生活環境保全条例（平成20年条例第43号）
- (2) 沖縄県生活環境保全条例施行規則（平成21年規則第49号）